

相談室だより (米の山) 2012年5月

担当：米の山病院 MSW 渡辺

春から夏へと移りかわりだんだんと暑くなってきましたが、みなさんはいかがお過ごしでしょうか？ジメジメした梅雨がやがてやって来るかと思うと・・・。

さて今回の相談室だよりは、7月いっぱい期限が切れる水俣病の特措法について書いていきたいと思えます。水俣病という言葉 皆さんも一度は聞いたことがあると思えます。学校の授業でも出ていたので、勉強された方も多いのではないでしょうか？

知っているという方も多とは思いますが、しばしお付き合いのほどよろしくお願ひします。

水俣病とは

1953(S28)年ごろより水俣湾でとれた魚介類を食した地域住民が中枢神経症状を起こしたり、死亡するなどの事例が起きました。後に日本の化学工業会社であるチッソが海に流した水銀中毒が原因であったことがわかっています。今でも、このことが原因で苦しんでいる方たちが数多くいます。新潟水俣病、イタイイタイ病、四日市ぜん息とならんで4大公害病の一つとなっています。

水俣病救済特別措置法迫る

なぜ今、水俣病について記載しているか皆さんはご存知ですか？実は「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法」が24年の7月31日で期限を迎えます。本当は期限などを切らずに申請を受け付けるべきだと思いますが、国が一定期間を設けている以上、7月31日までに、少しでも水俣病で苦しんでいる方の申請手続きの援助ができるように支援していくことが必要です。私も今年の1月に熊本(天草)で行われた水俣病の検診に参加させていただきましたが、数十年たった今でも苦しんでいる方々が数多くおられました。こうした方の申請援助を行うために、米の山病院でも6/5・12・19・26に検診を行うことになりました。また、6/23～24にかけて天草での大検診にも、米の山病院から院長を始め多くのスタッフが参加することになっています。



給付対象者



通常起こり得る程度を超えるメチル水銀のばく露を受けた(メチル水銀を体内に取り入れた)可能性がある方で S43 年以前に対象地域に居住されて、水俣湾又はその周辺水域の魚介類を多食したと認められる方、母体を経由してメチル水銀のばく露を受けた可能性がある方が対象です。

水俣病特別措置法による給付内容

給付内容としては、以下のものとなります。

- ① 一時金:210万円
- ② 療養費:保険適用分の自己負担金額
- ③ はり・きゅう施術・温泉療養費:7500円/1月
- ④ 療養手当:特定症状に関連する療養受診時
- ⑤ 離島加算:交通費として1000円/1月

*以前に水俣病に係る認定や救済等を受けられた方は今回の救済の対象とはなりません。水俣病被害者手帳は、交付を受けた月の翌日から使用できます。

最期の機会となりますので、心当たりのある方や申請されたい方は是非ご相談ください。



「地域医療連携室が様変わりします！」

「地域医療連携室って何処?」といわれる方もおられると思いますが、連携室の部屋の模様替えも終わり、ベテランスタッフが新しく連携室に配属されました。また連携室のレントゲンおじさんが今年定年となります。新しく入られるスタッフ、出ていかれるスタッフ様々ですが、今後ともよろしくお祈りします。

〈新旧スタッフ挨拶〉



連携室副室長の平河です。

放射線の現科長に肩をたたかれ、連携室に来て5年がたちました。あっという間の5年間でしたが、7月13日をもって、満60歳となり、無事定年を迎えることになりました。職員・地域の方には大変お世話になりました。ありがとうございました。



今度新しく連携室の副室長になった坂本です。

師長室より平河副室長のあとを継ぎ、副室長に着任しました坂本です。今まで看護職場一本で仕事をしてきましたので、連携室業務は、日々学ぶことばかりです。患者さまご家族さまの心に寄り添う医療・看護を実践し、円滑な医療連携をめざしていきたいと思っております。



はじめまして。坂口です。

この度、ソーシャルワーカーとしてお仕事させていただくことになりました。初めてのことばかりで皆さまにはご迷惑をおかけするとは思いますが、よろしくお祈りいたします。いつでも笑顔を心掛けて、患者さまや患者さまのご家族の気持ちに寄り添った仕事ができるように頑張ります。院内の他職種の皆さんや院外の施設の方々、地域の方々と患者さまの間にたち、架け橋のような役割を果たせたらと思っております。どうぞよろしくお祈りします。



新スタッフをよろしくお祈りください。平河副室長おつかれお祈り!!!

★ 職員の配置転換にともない、6/16より一部担当職場が変更になります。

2・6病棟一渡辺 3・7病棟一興苑 5病棟一坂口
何かご相談やご依頼がありましたら担当者へご連絡ください。

★ 第40回総会方針の学習月間です。お仕事も大変でしょうが、みなさんでこの機械に学習していきましょうね。

★ 5月号の相談室だよりが何故か6月に発行となりました。遅くなったことお詫びします。

6月号へ続く